

国際物理オリンピック 2023 組織委員会規則

2018年5月9日 理事会決定
2018年6月29日 一部改正
2020年3月11日 一部改正
2020年7月1日 一部改正
2022年3月24日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会（以下「本法人」という。）定款第1章総則第3条第1項及び第2項（目的・事業）の規定に基づき、国際物理オリンピック 2023 日本大会—英文名称：International Physics Olympiad 2023—（以下「IPhO2023」という。）組織委員会（以下「組織委員会」という。）に関する事項について定める。

(IPhO2023)

第2条 IPhO2023 は、本法人の主催、日本物理学会、応用物理学会、日本物理教育学会（以下「物理関連3学会」という。）の共催によって実施する。今後、物理関連3学会以外の関連団体の共催・後援・協賛を得ることがある。

(組織委員会)

第3条 本法人に設置する組織委員会は、物理関連3学会、東京理科大学、東京大学及び科学技術振興機構の支援・協力のもと、IPhO2023 に関する重要事項を審議する。

(審議)

第4条 組織委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) IPhO2023 の企画、業務運営、連絡調整
- (2) 国際物理オリンピック委員会及び国内の関連機関との連絡・連携
- (3) IPhO2023 の実施のための準備活動
- (4) IPhO2023 の実施のための資金調達
- (5) その他 IPhO2023 の円滑な実施のために必要な事項

(専門委員会)

第5条 組織委員会を円滑に遂行するため、組織委員会に次の専門委員会を置く。

- (1) 実行委員会

(2) 科学委員会

(3) 募金委員会

(運営幹事会)

第6条 組織委員会に、第4条第2号から第4号の審議にかかる前条の専門委員会（以下「専門委員会」という。）の相互間の連絡調整及び審議の結果について総合調整（以下「調整」という。）を行うために、運営幹事会を置く。

2 運営幹事会は、第4条第1号における調整を行うため、専門委員会における審議の結果について、報告を求める。

3 運営幹事会は、調整した結果を組織委員会に報告する。報告は、書面、若しくは、電子媒体等で行うことができる。

(部会)

第7条 審議の効率化の観点から、専門委員会又は前条第1項の運営幹事会（以下「運営幹事会」という。）に、部会を置くことができる。

(委員会の構成及び任命等)

第8条 組織委員会は30人以内の委員で構成する。

2 専門委員会又は運営幹事会に、専門委員を配置することができる。

3 前2項の委員及び専門委員は、学識経験者又は有識者から、本法人会長が任命する。

(委員の任期等)

第9条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項の専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、任命を解くものとする。

(委員長等)

第10条 組織委員会に委員長（以下「組織委員長」という。）を置き、組織委員長は本法人会長を充てる。

2 組織委員長は、組織委員会の会務を総理する。

3 組織委員会を円滑に運営するため、組織委員会に副委員長及び幹事を置く。

4 副委員長及び幹事は、組織委員長が指名する。

5 指名された副委員長及び監事は、組織委員長を補佐する。

- 6 組織委員長に事故があるときは、幹事はその職務を代理し、組織委員長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員会、運営幹事会及び部会への分属等)

第11条 専門委員会に分属する委員は、組織委員長が指名する。

- 2 専門委員会に委員長を置く。なお、募金委員会においては、複数の委員長を置くことができる。
- 3 専門委員会の委員長は、組織委員長が指名する。
- 4 専門委員会の委員長は、専門委員会の会務を掌理する。
- 5 運営幹事会に幹事を置き、幹事は、組織委員長の命を受けて、運営幹事会を掌理する。
- 6 運営幹事会には、組織委員長及び幹事のほか、専門委員会委員長、組織委員長が指名する委員で構成する。
- 7 運営幹事会には、共催団体からの推薦に基づき、専門委員を配置することができる。
- 8 専門委員会及び運営幹事会に置く部会の長は、専門委員会の委員長が会務を掌理する。

(守秘義務等)

第12条 第8条第1項の委員及び同条第2項の専門委員(以下「委員等」という。)は、審議に関する重要事項について他に漏らさない。特に、科学委員会における審議事項及び募金委員会における個人情報に係る部分については、厳密に注意しなければならない。

- 2 本法人会長は、委員等が前項の規定に違反した場合、その他、委員等たるに相応しくないものと認めるときは、当該委員等の委嘱を解くことができる。

(議事)

第13条 組織委員会は、組織委員長が招集する。

- 2 運営幹事会は、組織委員長の命を受けて幹事が招集する。
- 3 組織委員会及び運営幹事会(以下「組織委員会等」という。)は、委員等の構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 組織委員会等の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数の時は、組織委員会の場合は組織委員長が、運営幹事会の場合は幹事はその議を決する。
- 5 前2項に関わらず、組織委員長又は幹事への委任状の提出をもって組織委員会等への出席に代えることができる。この場合においては、当該委員等の議決権の行使は、

組織委員長又は幹事に一任したものとする。

(庶務)

第14条 組織委員会等の庶務は、本法人事務局が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成30年5月9日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、西暦2020年（平成32年）3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、2020年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、2022年3月24日から施行する。